

議案第118号

あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 あきる野市長 村木英幸

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）の公布に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

あきる野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年あきる野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び同項の次に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。